

第13回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年1月30日(金)

10:00~12:00

議事堂 601特別委員会室

1 三重県リサイクル製品利用推進条例について

(1) 条例改正案について

(2) 条例の運用についての申入書案について

2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

(1) 執行部からの説明聴取について

3 その他

添付資料

1 三重県リサイクル製品利用推進条例に関する資料

・資料1～資料4

2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に関する資料

・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

・資料1～資料6

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (案)
 ○ 三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成十三年三重県条例第四十六号)

(傍線部は改正部分)

改正案

現行

(定義)

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な

利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二条第四
 項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品 (

以下「再生資源等」という。) を利用するこ

とにより、生産又は加工 (以下「生産等」という。) をされる製品
 をいう。ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等
 をされるものを除く。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百

三十七号) 第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物又は同

条第五項に規定する特別管理産業廃棄物

二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値

が〇・一四マイクログレイ毎時を超えるもの

(三重県リサイクル製品認定委員)

第七条 知事は、前条第一項の認定 (以下「製品認定」という。) に

当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その

他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか

(定義)

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な

利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二条第四
 項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品 (規則

で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。) を利用するこ

とにより、生産又は加工 (以下「生産等」という。) をされる製品
 をいう。

(三重県リサイクル製品認定委員)

第七条 知事は、前条第一項の認定 (以下「製品認定」という。) に

当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その

他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちか

ら三重県リサイクル製品認定委員（以下この条において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。

2| 知事は、第九条第一項の認定、第十条第一項若しくは第二項の取消し、第十二条第二項の通知又は第十三条の是正若しくは改善の勧告に当たつて必要があると認めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。

3| (略)

4| 前三項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調達 等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

ら三重県リサイクル製品認定委員（次項及び第三項において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。

(新設)

2| (略)

3| 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

(県の調達義務等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

議提議案第 号

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案（案）
右提出する。

平成二十一年二月 日

これは、本会議場等で配付
される条例案（案）のイメー
ジです。

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例

三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）の一部を
次のように改正する。

第二条中「規則で定めるものを除く。」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等をされるものを除く。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条
第三項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第五項に規定する特別管理産業廃
棄物
- 二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値が〇・一四マイクロ
ログレイ毎時を超えるもの

第七条第一項中「次項及び第三項において」を「以下この条において」に改め、同
条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、第九条第一項の認定、第十条第一項若しくは第二項の取消し、第十二条
第二項の通知又は第十三条の是正若しくは改善の勧告に当たつて必要があると認
めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。

第十五条の見出しを「（県の調達等）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

提案理由

リサイクル製品の品質及び安全性について一層の確保を図るため、リサイクル製品
の定義に関して所要の改正を行うとともに、リサイクル製品認定委員に関する規定の

整備等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県リサイクル製品利用推進条例
の運用について申入書
案(案)

三 重 県 議 会

平成21年2月 日

三重県議会では、昨年6月、これまでに制定された議員提出条例について、制定当時からの県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、また議決の意思どおりに運用されているか等について、県民の視点に立って検証を行うため、三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）第14条第1項の規定に基づいて、議員提出条例に係る検証検討会を設置した。本検討会においては、県民の暮らしに深く関係するものであること及び県民の関心も高いことから、最初に三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）を検証することとし、これまで12回にわたって当条例の改正及び運用の在り方について検討を行ってきたところである。

当条例は、平成13年3月に制定され、同年10月の施行以来、7年間運用されてきたところであるが、その間に2回の改正がなされた。1回目は、平成17年3月、リサイクル製品の利用を推進するに当たって県が主導的な役割を果たし、市町村等と協働していくため、議員提出によって改正された。2回目は、平成18年3月、いわゆるフェロシルト問題（平成17年6月以降、県の認定リサイクル製品であるフェロシルトが六価クロム等の汚染原因であること、及び生産者の石原産業㈱が虚偽の申請を行って不正に認定を受けていたことが判明した。）を契機としてリサイクル製品の認定手続における不正行為を防止するとともに、リサイクル製品の品質及び安全性を確保するため、知事提出によって改正され、現在に至っているものである。

当条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき認定されたリサイクル製品は115品目（平成20年12月現在）であり、認定リサイクル製品の販売額は約63億3,400万円（平成19年度）となっている。また、第15条の規定に基づいて本県が購入した認定リサイクル製品は81品目、10億8,941万円（平成19年度）という実績を上げているところである。これらの実績を背景に、本県における一般又は産業廃棄物の再生利用率等は増加しており、リサイクル産業の育成及び環境への負荷が少ない循環型社会の構築に、当条例に基づく取組が一定寄与していると認められるところである。

循環型社会の構築のためには、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、適正な再使用（リユース）、回収されたものを原材料として適正に利用する再利用（リサイクル）という取組が必要である。本県は、その一つであるリサイクルの推進について、他の都道府県に先行して

当条例を制定し、リサイクル製品の認定制度の運用を含めリサイクル製品の利用を図ってきたところであるが、今後さらに、県民や民間企業等による幅広い利用を促していく必要がある。

そのため、立入検査又は収去検査の厳格かつ適正な実施などにより品質及び安全性を確保しつつ、再生資源等の利用に関する研究開発の支援、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発など当条例に基づく県による取組を一層積極的に推進されるとともに、当条例の運用について、特に以下の7点について、迅速かつ的確に対応されるよう申し入れる。

記

- 1 認定リサイクル製品が、県内で発生する再生資源等を一定割合以上含むという基準を設けることにより、県内で発生する再生資源等がより多く利用されることとなるよう図るべきである。
(第6条関係)

当条例の目的は、県内のリサイクル製品の利用の推進によるリサイクル産業の育成及び循環型社会の構築への寄与である。

現在、県は、製品認定の申請段階でできる限り高率で県内で発生する再生資源等が含まれるよう指導を行っているが、認定製品の一部については再生資源等のうち県外のもものがほとんどであったり、同じ種類の製品であっても、認定生産者によって混入割合にばらつきがあったりしている。

これには、そもそも再生資源等の種類によっては県内で発生する量が少ない、あるいは県内で発生しないものがある、認定生産者の事業活動等によって県外で発生する再生資源等が混入する場合がある等もその背景として考えられるが、県内で発生する再生資源等を一定割合以上含むという基準がないことも一因である。

この基準を認定の要件とすると、認定製品が少なくなったり、混入割合が低率に揃ってしまったりする懸念があるが、当条例の目的を踏まえて、認定リサイクル製品の品目によっては混入割合の努力目標値を基準として定めることにより、県内で発生する再生資源等がより多く利用されるよう促すべきである。

- 2 農業資材（肥料又は堆肥等）のリサイクル製品については、品質及び安全性の確保を最優先とした上で、条例の趣旨にかんがみて、その認定の拡大が図られるよう、専門家の意見を聴取しつつ認定基準の在り方を検討すべきである。
(第6条関係)

現在認定されているリサイクル製品は、建設資材 93 品目、物品等その他 19 品目、農業資材 3 品目(平成 20 年 12 月現在)となっており、特に農業資材において少ない。

県内で発生する再生資源等を利用する農業資材としては肥料又

は堆肥等があるが、これらが認定されることが少ない一因としては、これらを認定するに当たって、その認定基準として、現在、「土壌の汚染に係る環境基準について(平成三年環境庁告示第四十六号)」の別表に定める項目及び環境上の条件が適用されていることが考えられる。これは、一般的な肥料に適用される肥料取締法(昭和二十五年法律百二十七号)に基づく基準よりも厳しいと言われるものである。

こうした厳しい認定基準を満たすには品質管理も負担になるため、認定を取り下げた製品もあるとのことから、リサイクル製品の品質及び安全性の確保を最優先とした上で、条例の趣旨にかんがみて、農業資材についてもリサイクル製品の認定の拡大が図られるよう、学識者等専門家の意見を聴取しつつ認定基準の在り方を検討すべきである。

3 溶出試験に関しては、製品の品質及び安全性を十分に確保した上で、リサイクル産業を担う認定生産者等の負担の軽減について検討すべきである。(第6条関係)

県は、用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するものである認定リサイクル製品については、「土壌の汚染に係る環境基準について」に定められた基準である、重金属類6項目が環境上の条件に適合しているかについての検査(いわゆる溶出試験)を、基本的に3ヶ月に一度の頻度で行うこととしている。また、認定生産者からの報告と県による立入検査の両面からも確認を行うことにより、品質及び安全性をより確実に確保しているところである。

これらは、いわゆるフェロシルト問題に対応して、平成18年に条例改正等を行って厳格化が図られたものである。しかし、溶出試験については検査頻度が基本的に3ヶ月に一度と他の道府県と比較すると頻繁であり、その費用や手間が認定生産者の大きな負担となっている。

品質及び安全性の確保は最優先の課題ではあるが、リサイクルの推進も重要な課題である。このため、溶出試験について、製品の品

質及び安全性を十分に確保した上で、認定生産者等の負担が軽減できるかどうかを学識者等専門家の意見を聴取し、検討すべきである。

- 4 三重県リサイクル製品認定委員については、条例の規定に則し「流通」等に係る学識経験を有する者を同委員に加え、県としても認定リサイクル製品の流通の拡大が図られるよう取り組むべきである。**（第7条関係）

現在、有機、無機、分析、土木建築等の分野の学識経験を有する者7名が三重県リサイクル製品認定委員に任命され、再生資源等の適切な利用や品質及び安全性の観点から認定に当たって意見を述べているが、条例に規定はあるものの、流通の分野の学識経験を有する者が認定委員に加えられていない。

認定されたりサイクル製品がどのように生産、流通、販売等されて最終的に利用されることとなるのかなど、生産から消費までの流通全体を見渡せる知見を有した学識者等専門家の意見を聴取することは、認定リサイクル製品の流通拡大を図る上で重要である。

このため、リサイクル製品認定委員については、条例の規定に則し「流通」等に係る学識経験を有する者を加え、認定リサイクル製品の品質及び安全性が確保されるとともに県としても流通拡大が図られるよう取り組むべきである。

- 5 製品の品目ごとに、認定申請に伴う手続や品質及び安全性の基準等の情報を誰もが容易に入手できるよう環境整備を図るべきである。**（第8条関係）

現在、県は、リサイクル製品の認定申請の事前相談を受け、制度の概要や申請から認定取得までの手続を説明するなどして、円滑な申請が行われるよう図っている。

しかしながら、新規に認定される製品数は、平成17年度9件、平成18年度23件、平成19年度13件、平成20年度7件（平成20年12月現在）と必ずしも着実に増加しているといえる状況ではないことから、新規申請の増加を図るためには、事前相談の前の段階から認

定申請のための必要な情報が入手しやすい環境の整備を図ることが必要である。

このため、現在行っている事前相談と並行してパンフレットやホームページ等を積極的に活用し、事前相談をしなくても製品の品目ごとに認定申請の手続や品質及び安全性に係る基準等の情報を容易に入手できるような環境の整備を図るべきである。

6 認定リサイクル製品の優先的な購入又は使用について、連携を密にして取り組むべきである。 (第15条関係)

当条例において、リサイクル製品の利用の推進のため、県が認定したリサイクル製品を優先的に使用又は購入することは、重要な施策の一つである。

その施策の推進のため、認定リサイクル製品については、みえ・グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達方針で、県の工事又は物品の調達において優先的に使用又は購入することが定められている。また、公共工事においては、設計書の積算段階で使用検討チェックリストを用いて当該工事で使用できる製品があるかを確認し、あれば特記仕様書に該当する製品の品目名を記載することにより認定リサイクル製品を指定して発注することとしている。これらの取組の成果として、平成18年度は12億4,439万円、平成19年度は10億8,941万円と一定の購入実績を上げたと理解している。

しかし、本検討会での検証過程で、委員から特記仕様書への明記の漏れや公共工事等において優先購入されていなかった等の事例が指摘されるなど当条例の所管部局である環境森林部とそれ以外の部局との連絡や情報共有が不十分であることが明らかとなった。

このため、当条例に対する認識を全庁的に高めるとともに、認定リサイクル製品の優先的な購入又は使用について当条例の所管部局は関係部局との連携を密にして取り組むべきである。

7 認定リサイクル製品に関する情報提供を充実させるべきである。 (第18条関係)

条例第 18 条の規定に基づき、県は、特にリサイクル製品認定制度について、ホームページによる広報、積算基準改定説明会、市町廃棄物担当課長会議等における市町への情報提供、建設技術フェア等における事業者への情報提供などを行っている。その結果、29 市町 148 部課を対象としたアンケートにおいて、リサイクル製品認定制度を「知っている」と回答したものが 95%という高率であった。

しかし、同アンケートにおいて、「(リサイクル製品の使用)実績無し」と回答したものが 57%にものぼるなど、リサイクル製品認定制度は認知されていても、使用されていないという現状が窺えた。この理由として、(リサイクル製品の)価格が通常製品より高い(44%)に次いで、リサイクル製品の情報が無い(20%)が挙げられている。

このことから、認定リサイクル製品自体の情報やそれを得る手段や方法が乏しく、使用に繋がっていないと分析される。

従って、市町をはじめ消費者に対し、認定リサイクル製品に関する情報提供について、その方法を充実させることにより、認定リサイクル製品の使用の拡大を促すべきである。

なお、その際、例えば間伐材を原材料とするリサイクル製品など、その利用推進が特に本県の環境保全に資するものについての広報は、その視点からの啓発も含め、積極的に行うべきである。

<当条例についての検討経緯>

- (第1回(平成20年6月30日) 正副座長選出、検討の進め方について合意)
- 第2回(平成20年8月1日) 検討1本目の条例を座長から発表
条例の運用状況について執行部説明聴取
- 第3回(平成20年8月12日) 条例の運用状況について執行部説明聴取
- 第4回(平成20年9月2日) 参考人招致(1回目)
・リサイクル製品認定委員よりリサイクル製品認定制度等について
意見聴取
- 第5回(平成20年9月17日) 参考人招致等(2回目)
・環境、循環型社会形成、リサイクル等に関する分野の学識者等から
意見聴取
・他の都道府県の取組状況調査
- 第6回(平成20年9月30日) 執行部説明並びに課題の提起及びそれを基に
意見交換
- 第7回(平成20年10月14日) 各課題の論点について討議
- 第8回(平成20年10月31日) 各課題の論点について討議
- 第9回(平成20年11月7日) 各課題の論点について討議
- 第10回(平成20年11月26日) 討議結果に関して執行部から現状等聴取
- 第11回(平成20年12月19日) 討議結果に関して執行部から現状等聴取
・条例の改正及び運用について申入れの内容に関して合意
- 第12回(平成21年1月23日) 条例改正案等について討議
- 第13回(平成21年1月30日) 条例改正案及び申入書案について合意(予定)

議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

会 派 名	委 員 名
新政みえ	杉 本 熊 野 北 川 裕 之 日 沖 正 信 西 塚 宗 郎
自民・無所属議員団	服 部 富 男 竹 上 真 人 野 田 勇 喜 雄
県政みらい	森 本 繁 史 中 嶋 年 規
日本共産党三重県議団	萩 原 量 吉
公明党	今 井 智 広

座長、 副座長

平成 2 1 年第 1 回三重県議会定例会

提 案 説 明 (案)

(議 提 議 案 第 号)

平成 2 1 年 月

ただいま議題となりました三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案につきまして、提案者を代表して提案説明申し上げます。

この三重県リサイクル製品利用推進条例は、平成13年3月の制定以降、2度の改正を経て現在に至っているものであります。1度目は、平成17年3月、リサイクル製品の利用を推進するに当たって県が主導的な役割を果たし、市町村等と協働していくため、議員提出によって改正されました。2度目は、平成18年3月、リサイクル製品の認定手続における不正行為を防止するとともに、リサイクル製品の品質及び安全性を確保するため、知事提出によって改正されました。この2度目の改正の契機となったのが、平成17年6月以降、県の認定リサイクル製品であるフェロシルトが六価クロム等の汚染原因であることなどが判明した、いわゆるフェロシルト問題であります。

この問題の発生の一因は、生産者である石原産業株式会社の虚偽の申請によるリサイクル製品を漫然と認定したことと同時に、この条例における認定制度にかかる不備もその一因であると考えるところです。言うまでもなく、議会の一員である議員は、条例案を審議し、議決したことについて責任を負うものであります。

しかしながら、この条例が目的とするリサイクルの推進など循環型社会の構築に向けた取組は緊要であります。今回の改正は、リサイクル製品の定義に関して所要の改正を行うとともに、リサイクル製品認定委員

に関する規定の整備等を行うことにより、リサイクル製品の品質及び安全性について一層の確保を図ろうとするものです。

以上が、本条例案の提案説明であります。

慎重御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

平成21年1月30日
総務部予算調整室

一 運用の状況（資料2参照）

1 執行部から議会への報告・提出、公表の流れ

(1) 予算案提出時（5条関係）

予算案提出時に、1千万円以上の補助金等を交付することが見込まれるときは、「予算に関する補助金等に係る資料（1号様式）」を作成し、議会へ提出しなければならない。（5条）

(2) 各定例会の各会議（6、9、11、2月会議）（6条関係）

7千万円以上の補助金等の交付の決定を行ったときは、「交付決定実績調書（2号様式）」を議会へ提出するとともに、その概要を公表しなければならない。（6条1項）

(3) 第2回定例会9月会議（7条、8条関係）

ア 年次報告

毎年1回、前年度における1千万円以上の補助金等の実績につき、「年次報告（4号様式関係）」として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。（8条1項）

イ 補助金等評価結果調書

7千万円以上の補助金等の交付決定を行った場合、当該交付の会計年度終了後6ヶ月以内に、あらかじめ定める基準（施行規則3条）に従い評価を行い、その結果（＝補助金等評価結果調書（3号様式））を議会に報告するとともにその概要を公表しなければならない。（7条1項）

2 報告・提出資料（資料3参照）

(1) 予算に関する補助金等に係る資料（1号様式）

1千万円以上の補助金等を交付する見込みがあるときに、予算案提出時に提出する。

補助金等の名称、補助事業者等の氏名及び住所、交付予定額、事業内容、交付の目的、根拠及び理由、公益性の判断及び理由

(2) 交付決定実績調書（2号様式）

7千万円以上の補助金等の交付実績を記した調書。各定例会の各会議（6、9、11、2月会議）に提出する。

補助金等の名称、補助事業者等の氏名及び住所、交付決定額、事業内容、交付の目的、根拠及び理由、実現しようとする政策、

施策及び目標、 補助金の交付以外の方法の可能性

(3) 補助金等評価結果調書 (3号様式)

7千万円以上の補助金等の評価について記載した調書。 会計年度終了後 6 月以内に評価を行い、結果を議会に報告する。

補助金等の名称、 補助事業者等の氏名及び住所、 交付決定額、
評価結果

(4) 年次報告 (4号様式)

毎年 1 回、前年度における補助金等の実績について、年次報告として取りまとめ、議会へ報告する。

ア 全体状況 (4号様式、 4 - 1号様式)

施行規則 4 条により、以下のとおり整理されている。

歳出決算の財源内訳に従って、国庫支出金、国庫支出金以外の特定財源、一般財源に区分

歳出決算の性質に従って、消費的経費及び投資的経費に区分

歳出決算の目的に従って、款に区分

イ 補助金等の交付実績 (4 - 2号様式)

1千万円以上の補助金が対象

事務事業名、 補助金等の名称、 補助事業者等の氏名、 交付額、
交付の根拠

ウ 立入調査その他監督の実施状況 (4 - 3号様式)

補助金等の名称、 補助事業者の氏名、 交付時期、 交付額、
立入調査その他監督の内容、 立入調査その他監督の結果

エ 補助金等の見直し状況 (4 - 4号様式)

補助金等の名称、 見直し結果等、 見直しを行った理由

二 課題

1 報告対象金額について

報告の対象となる金額が 1 千万円以上のもの (予算に関する補助金等に
係る資料 (1 号様式)、 補助金等の交付実績 (4-2 号様式)) と 7 千万円以
上のもの (交付決定実績調書 (2 号様式、2-1 号様式)、 補助金等評価結果
調書 (3 号様式)) があり、これらの調書の基準額が異なっている。

補助事業に対する審議の重点化と効率化を図るため、基準金額の見直し
を行い、例えば、7 千万円以上の補助金等を、報告・提出の対象とするこ
とにしてはどうか。

平成 19 年度においては、1 千万円以上の補助金の報告は年間 6 3 2 件、7 千万円
以上の報告は年間 1 3 6 件となっている。

2 提出調書について

(1) 審議の重点化・効率化からの見直し

予算案提出時には「予算に関する補助金等に係る資料(1号様式)」を、交付決定時には「交付決定実績調書(2号様式)」を提出し、さらに年に1回、前年度の年次報告である「補助金等の交付実績(4-2号様式)」を提出することとなっており、一つの補助金交付に関して、調書を3度提出することとなっている。

また、あわせて、「補助金等評価結果調書(3号様式)」、「立入調査その他監督の実施の状況(4-3号様式)」など、多くの資料を提出することになっている。

補助金に関する審議の重点化・効率化の観点と、提供する情報量は現状を確保するといった点に配慮しながら、例えば、「交付決定実績調書(2号様式)」と「年次報告(4号様式)」の提出について、見直しを行ってはどうか。

(2) 見直し内容について

「交付決定実績調書(2号様式)」と「年次報告(4号様式)」については、現在も、議会へ提出したものと同様のものを県のホームページにおいて公表している。

議会への提出をホームページでの公表に代えることによって、コピー使用量の減少にも寄与することができることから、ISOの観点からも、「交付決定実績調書(2号様式)」と「年次報告(4号様式)」の議会への提出を、ホームページでの公表に代えることができないか検討を願いたい。

また、「交付決定実績調書(2号様式)」のデータの更新は、定例会が年2回となったことから、9月、2月の2回に見直しはどうか。

平成19年度に設置された「議会の会期見直しプロジェクト会議」においては、本件について検討が行われ、この趣旨に御理解をいただいている。

なお、従前から議会提出資料として提出していた「請負契約一覧表」、「5千万円以上の請負契約における県外業者の落札状況」及び「県内・県外別発注状況」については、プロジェクト会議における検討の結果、議会への提出に代えてホームページで公表することとされた。

議会への提出資料について

執行部から提出される議会提出資料については、見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れる。

(平成19年12月18日 会期に関する検討プロジェクトチーム検討結果報告書より抜粋)

議会への提出書類一覧表

名称	時期	根拠	備考
議案書	各定例会各会議	※文書により提出する法律上の規程はないが通例上文書による参考: 地方自治法96条1項、149条	
議案説明書	各定例会各会議		議案説明書を廃止し、議案概要とまとめた
知事提案説明書	各定例会	地方自治法149条	
予算書 ※議案書に含む	予算(当初、補正)調製時	地方自治法211条	
予算説明書	予算(当初、補正)調製時	地方自治法211条	
補助金関係様式(1号)	各定例会各会議(予算案がある場合のみ)	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第5条	
請負契約一覧表	各定例会各会議※	4. 9.30 総務部長通知	HP公表に変更
5千万円以上の請負契約における県外業者の落札状況	各定例会各会議※	14.4.23 予算調整チームマネージャー通知	HP公表に変更
県内・県外別発注状況	各定例会各会議※	14.4.23 予算調整チームマネージャー通知	HP公表に変更
請願陳情処理経過一覧表	各定例会各会議※	地方自治法125条、109条	
補助金関係様式(2号)	各定例会各会議※	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第6条	
議案聴取会部長説明概要	各定例会各会議※	提出議案がある場合作成	
常任委員会、特別委員会配布資料	各定例会各会議	地方自治法109条8項、110条	
議会参与辞令	役員改選時		
法人の経営状況に関する説明書	第1回定例会6月会議	地方自治法243条3項	
事務事業概要	第1回定例会6月会議		所管事項説明の資料として変更し、廃止
補助金関係様式(3号)	第2回定例会9月会議	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第7条	
企業会計決算書並添付書類	第2回定例会9月会議	地方公営企業法30条4項	
企業会計(企業庁・病院事業庁)決算審査意見書	第2回定例会9月会議	地方公営企業法30条4項	
三重県歳入歳出決算	第2回定例会9月会議	地方自治法233条3項	
三重県歳入歳出決算に関する説明書	第2回定例会9月会議	地方自治法233条3項	
三重県土地開発基金運用状況報告書	第2回定例会9月会議	地方自治法241条5項	
三重県歳入歳出決算審査意見書・三重県土地開発基金運用状況審査意見書	第2回定例会9月会議	地方自治法233条3項、241条5項	
主要施策の成果に関する報告書(県政報告書)	第2回定例会9月会議	地方自治法233条5項	「県政報告書」を「主要施策の成果に関する報告書」として取り扱うこととなった。
男女共同参画年次報告	第2回定例会9月会議	三重県男女共同参画推進条例12条	
子供を虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書	第2回定例会9月会議	子供を虐待から守る条例28条	
県の主要法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書	第2回定例会9月、11月会議	地方自治法243条3項	
補助金関係様式(4号)	第2回定例会9月会議	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第8条	

※該当のある郵局のみ提出

○ 議会提出資料について

(平成19年12月5日)

【検討事項】

・執行部からの議会提出資料について、次のとおり見直しを検討する。なお、見直し当たっては、情報量が減少したり、情報提供時期が遅れることのないよう執行部に申し入れる。

- ① 「議案書」等提出資料の印刷製本を見直し、コピー、ホチキス等により作成する。
- ② 「議案概要」(議案提出日2週間前提出)と「議案説明書」(議案提出日3日前提出)を統合したうえで、「議案概要」(議案提出日2週間前提出)と「議案聴取会説明資料」(議案聴取会当日提出)に再編する。
- ③ 「県政報告書」(6月提出)を地方自治法第233条第5項の規定に基づく「主要施策の成果に関する報告書」(10月提出)として取り扱い、新たに「施策別決算額の別表」を10月に提出する。

④ 議会からの要請を受けて任意に提出している「請負契約一覧表」、「5千万円以上の請負契約における県外業者の落札状況」及び「県内・県外別発注状況」について、提出に代えてホームページでの公表とする。

また、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第6条、第7条及び第8条に基づく各種報告」について、議会への提出に代えてホームページでの公表により対応できるよう条例改正を検討する。

- ⑤ 「事務事業概要」(6月提出)の様式を統合してわかりやすく再編し、5月の常任委員会の所管事項概要説明時の提出資料とする。

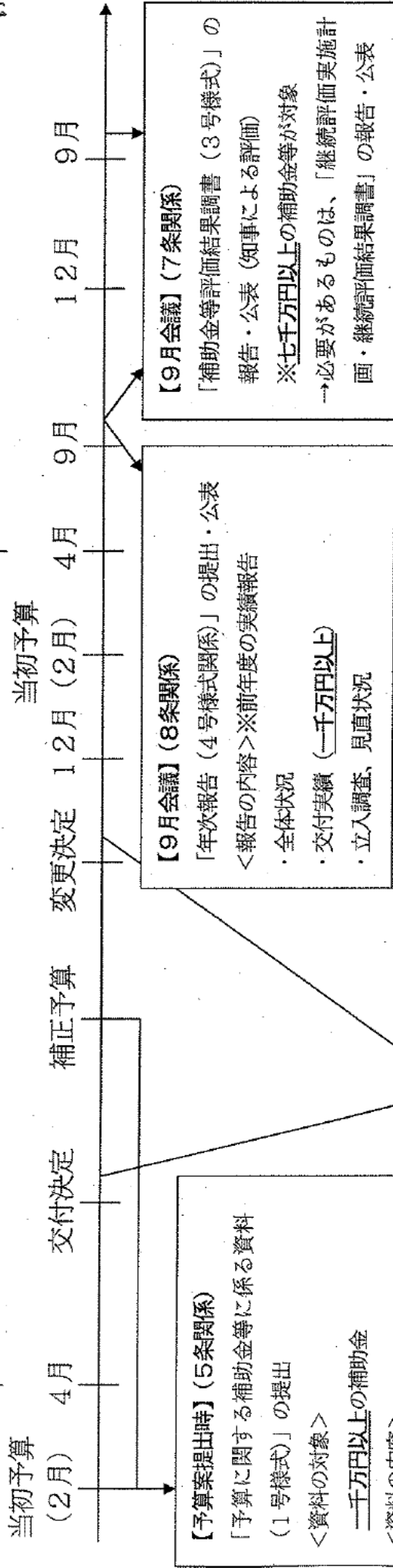
【根拠】

地方自治法第233条第5項 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

現行条例の運用状況と課題

資料2

県の会計年度



【予算案提出時】(5条関係)

「予算に関する補助金等に係る資料

(1号様式)」の提出

＜資料の対象＞

二千万円以上の補助金

＜資料の内容＞

・補助金等の名称

・補助事業者の氏名及び住所

・交付予定額 (予定時期)

・事業内容

・交付の目的、根拠、理由

・公益性の判断及び理由

・室 (課) 名

・支出科目

款

項

目

事業名

【9月会議】(8条関係)

「年次報告 (4号様式関係)」の提出・公表

＜報告の内容＞※前年度の実績報告

・全体状況

・交付実績 (一千万円以上)

・立入調査、見直状況

【9月会議】(7条関係)

「補助金等評価結果調査書 (3号様式)」の

報告・公表 (知事による評価)

※七千万円以上の補助金等が対象

→必要があるものは、「継続評価実施計画・継続評価結果調査書」の報告・公表

【各定例会の各会議 (6、9、11、2月会議)】

(6条関係)

「交付決定実績調査書 (2号様式)」の提出とその概要公表

＜調査の対象＞

七千万円以上の補助金

＜調査の内容＞

・補助事業者の氏名等

・交付決定額、事業内容

・交付の目的、根拠、理由

・実現しようとする政策、施策、目標

・補助金等の交付の方法以外の可能性

等

※変更交付決定 (2-1号様式) の場合も同様

【課題】

- 1 報告対象金額を一律七千万円以上にできないか。
- 2 「交付決定実績調査書 (2号様式)」と「年次報告 (4号様式)」の議会への提出を、ホームページへの公表で代えることができないか。
- 3 「交付決定実績調査書 (2号様式)」のデータ更新の回数を、年4回から年2回 (9月と2月の半期ごと) に変更できないか。

「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」提出・報告事項

様式 番号	事項	条文	報告時期	対象	HP	
1	予算に関する補助 金等に係る資料	5条	予算案提出時	1千万円以上		
2	交付決定実績調書	6条 1項	各定例会の各会議 (6、9、11、2月会議) ※交付の決定の後速やか に議会の定例会に提出	7千万円以上	○	
2-1	交付決定実績調書 (変更分)	6条 3項				
3	補助金等評価結果 調書	7条 1項	第2回定例会・9月会議 ※会計年度終了後6月以 内に評価を行い、結果を 議会の報告	7千万円以上	○	
3-1	継続評価 実施計画	7条 3項		継続して評価 が必要なもの		
3-2	補助金等継続評価 結果調書	7条 3項				
4	年 次 報 告	全体状況	第2回定例会・9月会議 ※毎年1回、前年度におけ る補助金等の実績につ いて、年次報告として取 りまとめ、議会に報告	全て	○	
4-1		全体状況 (会計別)				8条 1項 1号
4-2		補助金等の交 付実績		8条 1項 1号		1千万円以上
4-3		立入調査その 他監督の実施 状況		8条 1項 3号		全て
4-4		補助金等の見 直し状況		8条 1項 4号		

予算に関する補助金等に係る資料

		(部局名:政策部)(単位:千円)								
番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	室(課)名	款	支出科目		
								地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
1-1	鉄道軌道近代化設備整備補助金	伊勢鉄道株式会社 鈴鹿市桜島町1丁目20	42,117 (H19年度下期)	鉄道事業者が鉄道事業の近代化を促進し、サービス改善及び保安度の向上を図るための経費の一部を補助する。	⑤インビルニミナム 経営基盤の脆弱な中小民鉄・第三セクター鉄道に対して、その安全性の向上及びサービス改善を図る観点から国と協調して支援する必要がある。	交通政策室	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
1-2	鉄道軌道近代化設備整備補助金	三岐鉄道株式会社 四日市市富田3丁目22-83	28,009 (H19年度下期)	鉄道事業者が鉄道事業の近代化を促進し、サービス改善及び保安度の向上を図るために要した経費の一部を補助する。	⑤インビルニミナム 経営基盤の脆弱な中小民鉄・第三セクター鉄道に対して、その安全性の向上及びサービス改善を図る観点から国と協調して支援する必要がある。	交通政策室	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
1-3	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22-83	97,000 (H19年度上期)	鉄道事業に係る高速化及び乗継円滑化の整備事業に要する経費の一部を補助する。	①公共財 到達時間の短縮や快適性の向上など、利用者の利便性が格段に向上するたため、複数の沿線市町をまたがる広域的な課題との視点から、国と協調して支援する必要がある。	交通政策室	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
1-4	三重県鉄道駅耐震補強費補助金	社団法人鉄道建築協会 東京都千代田区内幸町1丁目7番1号	30,000 (H19年度上期)	主要な鉄道駅の耐震補強に要する経費の一部を補助する。	①公共財 主要な鉄道駅について、利用者の安全性向上を図ると共に発災時における緊急応急活動拠点機能を確保する事業であり、国と協調して支援する必要がある。	交通政策室	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費

第2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調査書

(部局名:政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
3-1 (1-4)	市町村合併支援交付金 (平成18年度)	いなべ市 いなべ市員弁町 笠田新田111番 地	90,000	合併市町村の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	・市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 ・政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進(施策)分権型社会の実現 (目標)行政(県・市町村)の取組についての県民参加度	合併市町村において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することから本交付金制度は必要である。	地方分権・合併室	
3-2 (1-4)	市町村合併支援交付金 (平成18年度)	志摩市 志摩市阿児町編 方3098番地9	100,000	合併市町村の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	・市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 ・政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進(施策)分権型社会の実現 (目標)行政(県・市町村)の取組についての県民参加度	合併市町村において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することから本交付金制度は必要である。	地方分権・合併室	
3-3 (1-4)	市町村合併支援交付金 (平成18年度)	松阪市 松阪市殿町134 0番地1	100,000	合併市町村の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	・市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 ・政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進(施策)分権型社会の実現 (目標)行政(県・市町村)の取組についての県民参加度	合併市町村において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することから本交付金制度は必要である。	地方分権・合併室	
3-4 (1-4)	市町村合併支援交付金 (平成18年度)	龜山市 龜山市本丸町5 77番地	70,000	合併市町村の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	・市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 ・政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進(施策)分権型社会の実現 (目標)行政(県・市町村)の取組についての県民参加度	合併市町村において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することから本交付金制度は必要である。	地方分権・合併室	

第2-1号様式(条例第6条第3項関係)

交付決定実績調書(変更分)

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	室(課)名	備考
				変更前	変更後			
3-5 (2-6)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	地域漁港における水産物の生産流通の拠点づくりに資するため、石鏡、国崎、相差、坂手漁港の防波堤の整備に要する経費を補助する。	126,000	246,250	早期効果の発現を図るため、坂手漁港における防波堤工事追加施工に伴う増額交付決定を行った。	水産基盤室	
3-6 (2-5)	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	広域漁港における水産物の生産流通の拠点づくりに資するため、答志、菅島漁港の漁港整備に要する経費を補助する。	114,000	177,750	早期効果の発現を図るため、菅島漁港における橋梁(上部)工事の追加施工に伴う増額交付決定を行った。	水産基盤室	
3-7 (3-5)	経営構造対策事業費補助金	三重南紀農業協同組合 御浜町阿田和 4694-4	経営構造対策にかかる経営構造施設等整備に要する経費を補助する。 柑橋選果プラント、複合経営促進施設、高生産性農業機械:中古コンバイン、中古田植機	826,842	804,740	複合経営促進施設整備の施設整備計画の変更に伴う減額交付決定を行った。	担い手室	

第3号様式(条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

(部局名:政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-2 (17-1-15)	生活交通路線維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1番1号	276,849	<p>(根拠) 三重県バス運行対策費補助金交付要領、[国]バス運行対策費補助金交付要綱 (公益性) 国と地方公共団体が、過疎化や高齢化の進行の中、住民の生活に必要な広域幹線的バス路線をシビルニミナムとして維持するという理由により公益性を有する。 (必要性) 事業者だけでは維持が困難な広域幹線的なバス路線の運行に対し、国と県が補助金を交付し維持を図ることにより、住民のシビルニミナムとしての移動手段を確保するために必要である。 (効果) 事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持することができた。 (交付基準等の妥当性) 国と県の役割として、広域幹線的路線の維持に補助することは妥当である。 (その他) 平成18年度から、すべての補助路線について、市町・事業者と協力してアセスメントを行うとともに、高額補助金交付路線については、事業者に収支改善計画の作成を求めている。これらの情報・状況等を広く情報公開し、市町や事業者、住民等が協働して生活交通を考える環境づくりにつなげていきたい。</p>	交通政策室	
17-2-11 (17-1-14)	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	100,000	<p>(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。 (必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。 (効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、対前年度比で7%の利用客増となった。 (交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。</p>	交通政策室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名: 農水商工部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-1-3 (17-4-1)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	平成17年度	165,020	148,315	16,705	平成19 年度	繰越によるため。	水産基盤室	
18-1-9 (17-2-12)	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成17年度	186,850	128,800	58,050	平成19 年度	繰越によるため	農山漁村室	
17-2-13	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	名張市 名張市鴻之台1- 1	平成17年度	170,690	160,190	10,500	平成19 年度	繰越によるため	農山漁村室	
18-1-8 (17-2-14)	団体営農業集落 排水整備促進事 業費補助金	菟野町 三重郡菟野町大字 潤田1250	平成17年度	148,470	111,120	37,350	平成19 年度	繰越によるため	農山漁村室	
17-2-15	農村総合整備統 合補助事業費補 助金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目 7番29号	平成17年度	189,950	164,730	25,220	平成19 年度	繰越によるため	農山漁村室	
18-2-18 (18-2-17)	三重県産業支援 センター事業費 補助金	財団法人三重県産 業支援センタ- 津市栄町1-891	平成17年度	213,301	150,001	63,300	平成19 年度	繰越によるため。	産業支援室	

第3-2号様式(条例第7条第3項関係)

補助金等継続評価結果調書

(部局名: 農水商工部)

(単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-21 (17-2-20)	三重県産業支 援センター事業 費補助金	財団法人三重 県産業支援セ ンター 津市栄町1- 891	平成16年 度	210,000	135,438	(振興) 農水商工部関係補助金等交付要綱 (公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的 とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の 増大などにより地域経済を活性化させるとい理由により、公益 性を有する。 (必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活性化し、自律的 な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を 支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団 の自己財源(基金、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金 以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の 実施が必要である。 (効果) 起業に取り組むベンチャーの段階から、経営(生産・販売・流 通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施し たことにより、事業化や起業が促進されるところに、売上や雇用の 増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。 (交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定 する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの 提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的 な方法である。 (その他) ベンチャー企業を支援する中核的なサービスについては、県の重 点プログラムとして位置づけて、継続的に見直しを図っている。	完了	産業支 援室	

補助金等の交付に係る全体状況(その1)

全体状況(平成17年度)

(決算額の単位は百万円、()書きは構成比)

財 源		性質別歳出区分					
項 目	一般会計	特別会計	決算額	項 目	一般会計	特別会計	決算額
国庫支出金	16,311	0	16,311 (18.7%)	消費的経費	69,647	6	69,653 (80.0%)
国庫支出金以外の特定財源	2,779	235	3,014 (3.5%)	投資的経費	17,173	229	17,402 (20.0%)
一般財源	67,729	0	67,729 (77.8%)	うち補助事業費	9,305		9,305 (10.7%)
				うち単独事業費	7,868	229	8,097 (9.3%)
計	86,820	235	87,055 (100.0%)	計	86,820	235	87,055 (100.0%)

(四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。)

補助金等の交付に係る全体状況(その2)・一般会計

(1)財源内訳

(単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度①	平成17年度②	伸び率(②/①)
決算額	78,799	84,991	86,820	2.2
国庫支出金	18,295	18,827	16,311	△ 13.4
国庫支出金以外の特定財源	3,991	6,817	2,779	△ 59.2
一般財源	56,512	59,347	67,729	14.1

(2)性質別区分

(単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度①	平成17年度②	伸び率(②/①)
決算額	78,799	84,991	86,820	2.2
消費的経費	60,719	65,860	69,647	5.8
投資的経費	18,080	19,131	17,173	△ 10.2
うち補助事業費	10,426	11,194	9,305	△ 16.9
うち単独事業費	7,654	7,937	7,868	△ 0.9

(3)目的別区分

(単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度①	平成17年度②	伸び率(②/①)
決算額	78,799	84,991	86,820	2.2
総務費	4,344	5,529	5,263	△ 4.8
民生費	41,318	43,179	49,457	14.5
衛生費	5,058	4,974	4,898	△ 1.5
労働費	1,339	1,113	179	△ 83.9
農林水産業費	10,867	10,978	7,618	△ 30.6
商工費	3,813	6,816	5,124	△ 24.8
土木費	3,539	3,250	3,644	12.1
警察費	132	120	120	0.0
教育費	8,076	7,703	7,711	0.1
災害復旧費	314	1,329	2,806	111.1

(注) 入の関係で合計が一致しないことがあります。

補助金等の交付に係る全体状況について（一般会計）

1. 財源について

平成17年度の補助金等の交付に係る財源は、総額86,820百万円中、国庫支出金が16,311百万円、国庫支出金以外の特定財源が2,779百万円、一般財源が67,729百万円となっている。

平成16年度と比べた場合には、国庫支出金は2,516百万円（13.4%）の減、国庫支出金以外の特定財源は4,038百万円（59.2%）の減、一般財源は8,382百万円（14.1%）の増となっている。

2. 歳出について

平成17年度の補助金等の交付に係る決算額の合計は86,820百万円で、一般会計の歳出決算額全体（695,563百万円）の12.5%となっている。

内訳は、消費的経費が69,647百万円、投資的経費が17,173百万円となっており、投資的経費のうち、補助事業費が9,305百万円、単独事業費が7,868百万円である。

平成16年度と比べた場合、決算額計は2.2%の増、消費的経費が5.8%の増、投資的経費が10.2%の減、投資的経費のうち補助事業費が16.9%の減、単独事業費が0.9%の減となっている。

また、目的別では、民生費が6,278百万円の増（14.5%の増）、土木費が394百万円の増（12.1%の増）、災害復旧費が1,477百万円の増（111.1%の増）となり、農林水産業費が3,360百万円の減（30.6%減）、商工費が1,692百万円の減（24.8%減）、労働費が934百万円の減（83.9%減）となっている。

第4-1号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付に係る全体状況(その2)・特別会計

(1)財源内訳

	平成15年度	平成16年度①	平成17年度②	伸び率(②/①)
決算額	358	496	235	△ 52.6
国庫支出金	4	5		—
国庫支出金以外の特定財源	351	487	235	△ 51.7
一般財源	4	5		—

(2)性質別区分

	平成15年度	平成16年度①	平成17年度②	伸び率(②/①)
決算額	358	496	235	△ 52.6
消費的経費	9	25	6	△ 76.0
投資的経費	349	471	229	△ 51.4
うち補助事業費				
うち単独事業費	349	471	229	△ 51.4

(四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。)

補助金等の交付に係る全体状況について(特別会計)

1. 財源について
平成17年度の補助金等の交付に係る財源は、総額235百万円であり、国庫支出金以外の特定財源が充てられている。
平成16年度と比べた場合には、国庫支出金以外の特定財源は252百万円(51.7%)の減となっている。
2. 歳出について
平成17年度の補助金等の交付に係る決算額の合計は235百万円で、平成16年度と比べた場合、決算額は261百万円(52.6%)の減となっている。
特別会計別では、流域下水道事業特別会計が243百万円の減(51.5%の減)となっている。

第4-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部署名:政策部) (単位:千円)

番号	事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	室(課)名	備考
1	鉄道網整備・利便性向上 事業費	鉄道軌道近代化設備整備費補助金	伊勢鉄道株式会社	31,716	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
2	鉄道網整備・利便性向上 事業費	鉄道軌道近代化設備整備費補助金	三岐鉄道株式会社	47,430	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
3	鉄道網整備・利便性向上 事業費	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社	89,210	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
4	地方バス路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金	三重交通株式会社	276,849	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
5	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	津市	15,451	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
6	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	桑名市	10,804	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
7	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	鈴鹿市	20,000	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
8	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	亀山市	12,269	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
9	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	鳥羽市	11,547	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	
10	地方バス路線維持費補助金	市町村自主運行バス等維持費補助金	熊野市	15,190	地域振興部関係補助金等交付要綱	交通政策室	

第4-3号様式(条例第8条第1項関係)

立入調査その他監督の実施状況

		(部局名:健康福祉部)				(単位:千円)		
番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名	交付時期	交付額	立入調査その他監督の内容	立入調査その他監督の結果	室(課)名	備考
1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	近畿日本鉄道株式会社	18年3月23日	40,496	平成18年1月5日に中間検査、平成18年3月8日に完成検査を行った	適正であった	地域福祉室	
2	UDのまちづくり事業補助金	鳥羽市	18年1月17日	19,985	平成18年4月26日に実績報告書で確認を行った	適正であった	地域福祉室	
3	UDのまちづくり事業補助金	朝日町	18年1月17日	12,329	平成18年4月26日に実績報告書で確認を行った	適正であった	地域福祉室	
4	心身障害者医療費補助金	津市	17年6月 9月 12月 18年3月	293,747	福祉医療費助成事業市町村事務調査実施要領に基づき、平成18年3月29日に書面にて調査を行った	おおむね適正であった	生活保障室	
5	心身障害者医療費補助金	四日市市	同上	275,295	福祉医療費助成事業市町村事務調査実施要領に基づき、平成17年9月27日に立入調査を行った	事務の適正な取扱いについて指導を行った	生活保障室	
6	心身障害者医療費補助金	伊勢市	同上	120,434	福祉医療費助成事業市町村事務調査実施要領に基づき、平成18年2月27日に立入調査を行った	事務の適正な取扱いについて指導を行った	生活保障室	
7	心身障害者医療費補助金	松阪市	同上	161,021	福祉医療費助成事業市町村事務調査実施要領に基づき、平成17年10月3日に立入調査を行った	おおむね適正であった	生活保障室	
8	心身障害者医療費補助金	桑名市	同上	117,388	福祉医療費助成事業市町村事務調査実施要領に基づき、平成17年10月21日に立入調査を行った	おおむね適正であった	生活保障室	

第4-4号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の見直し状況

(部局名:政策部)

番号	補助金等の名称	見直し結果等	見直しを行った理由	室(課)名	備考
1	伊勢志摩「きらり」里親支援事業費補助金	廃止	集客交流に係る地元地域の取組を喚起するという事業目的を達成したため廃止した。	地域づくり支援室	
2	生活創造圏ビジョン推進民間支援事業費交付金	廃止	地域住民等の自主的・主体的な取組へ移行するため廃止した。	地域づくり支援室	
3	三重県ネットビジネス支援事業補助金	廃止	3ヶ年間事業として始まり、三重M-IX事業等の補助事業を取り巻く社会経済状況が変化したことによる。	情報政策室	
4	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費	廃止	国の新世代ケーブルテレビ施設整備事業の廃止に伴う。	電子業務推進室	
5	東紀州にぎわいネット事業補助金	廃止	ポータルサイトの構築事業等に対して、3ヶ年間の補助事業を実施したが、NPOによる自立運営という取り組みへ移行するため廃止した。	電子業務推進室	
6	生活交通路線維持費補助金	リフォーム(改善)	国との協調補助であり、国の改正内容を受けての見直し。補助路線の現状や課題を把握し、市町や県民も広くその状況について認識できるよう、アセスメントの導入や高額の補助金交付路線についての収支改善計画の作成を求めたところである。	交通政策室	

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例

(平成十五年三重県条例第三十一号)

(目的)

第一条 この条例は、県が補助金等の交付により実現しようとする多様な行政目的を確実にかつ効果的に達成するため、補助金等の基本的な考え方、見直し、評価等について定め、もって社会経済情勢の変化に的確に対応し、公正で透明性の高い、効率的な県政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「補助金等」とは、県が国及び県以外の者に交付する次に掲げるもので、法令又は条例において県が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められているもの以外のものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。）
- 三 利子補給金（元利補給金を含む。）
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この条例において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この条例において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この条例において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国及び県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この条例において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この条例において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の基本的な考え方)

第三条 補助金等は、県民の要望に合致し、県民の福祉の向上及び利益の増進に資する公益上の必要があるものでなければならない。

2 補助金等は、補助事業等及び間接補助事業等における県、補助事業者等及び間接補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法の可能性等を十分に考慮したものでなければならない。

3 県は、県民に対し、補助金等に係る情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(補助金等の見直し)

第四条 県は、社会経済情勢の変化に的確に対応して、補助金等の新設、充実、整理、統合、廃止その他の見直しに努めなければならない。

2 県は、補助金等の見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について検討を行い、適時に、その検討状況を公表するよう努めなければならない。

- 一 補助事業等又は間接補助事業等の性質及び内容
- 二 補助金等の交付の目的、必要性及び効果
- 三 補助金等の交付の基準及び額
- 四 補助事業者等又は間接補助事業者等の自立の状況、見込み及び可能性
- 五 補助金等の交付以外の方法の可能性
- 六 地域における公益実現に向けての県及び県以外の者並びに県以外の者相互間の協働の在り方
- 七 その他必要と認める事項
(補助金等に係る資料の提出)

第五条 知事は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し千万円以上の補助金等を交付することが見込まれるときは、当該見込まれる補助事業者等ごとに次に掲げる事項を内容とする資料を作成し、併せて提出するものとする。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。

- 一 補助金等の名称
- 二 補助事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 補助金等の交付の予定額及び予定時期
- 四 補助事業等の内容
- 五 補助金等の交付の目的、根拠及び理由
- 六 補助金等の交付に係る公益性の判断及び理由
- 七 その他知事が必要と認める事項
(交付決定実績調書)

第六条 知事は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し七千万円以上の補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする補助金等の交付の決定状況を記載した調書（以下「交付決定実績調書」という。）を当該交付の決定の後速やかに議会の定例会に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。

- 一 補助金等の名称
- 二 補助事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 補助金等の交付の決定額
- 四 補助事業等の内容（間接補助事業等を含む場合にあっては、当該間接補助事業等の内容を含む。）
- 五 補助金等の交付の目的、根拠及び理由
- 六 補助金等の交付により実現しようとする政策、施策及び目標
- 七 前号の政策及び施策を実現させるための補助金等の交付以外の方法の可能性

八 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項第六号に掲げる事項については、数値の設定その他の方法により可能な限り客観的に示すよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、補助金等の交付の決定を変更した場合に準用する。

(評価)

第七条 知事は、交付決定実績調書の記載事項について、当該交付の決定に係る会計年度終了後六月以内に、あらかじめ定める基準に従い評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

- 2 知事は、補助事業等又は間接補助事業等の性質、内容等にかんがみ、前項の評価の後、もなお継続して評価を行う必要があると認めるときは、継続評価実施計画を作成して、評価を行うものとする。
- 3 知事は、前項の場合において、継続評価実施計画及び当該継続評価実施計画による評価の結果を議会に報告するとともに、それらの概要を公表するものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年一回、前年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

一 補助金等の交付に係る全体状況

二 一の事務事業につき一の補助事業者等に対し千万円以上の補助金等を交付した場合における事務事業及び補助金等の名称、補助事業者等の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）並びに補助金等の交付の額及び根拠

三 立入調査その他の監督の実施状況

四 補助金等の見直しの状況

五 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項第一号に掲げる事項については、知事があらかじめ定めるところにより、補助金等の交付に係る分野、目的等の区分を明らかにするものとし、過去の実績との対比等により、明確かつ平易に記述するよう努めなければならない。

(議会の措置等)

第九条 議会は、知事に対し、議決により第七条第二項の規定による継続評価実施計画の作成及び評価を行うよう求めることができる。

- 2 議会は、交付決定実績調書に係る補助金等以外の補助金等について、特に必要があると認めるときは、知事に対し、議決により第七条第一項又は第二項の規定による評価に準ずる評価を行うよう求めることができる。この場合においては、同条の規定を準用する。
- 3 議会は、必要があると認めるときは、議決により補助金等について評価を行うものとする。
- 4 議会が前項の規定による評価を行う場合には、知事、補助事業者等又は間接補助事業者等は、報告、資料の提出その他の協力を行うものとする。
- 5 議長は、第一項から第三項までの議決に係る議案の審査又は調査のため必要があると認めるときは、知事に対し、報告、資料の提出等を求めるものとする。

- 6 議員の定数の十二分の一以上の者は、議長に対し、前項の報告、資料の提出等を求めるよう要請することができる。
- 7 議長は、前項の規定による要請があったときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、報告、資料の提出等を求めるものとする。
- 8 議会は、第七条第一項若しくは第三項の報告又は前条第一項の年次報告について、必要があると認めるときは、知事に対し、議決により意見を述べることができる。
- 9 第一項から第三項まで又は前項の議決があった場合には、知事は、その権限の範囲内において、当該議決の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

(補助事業者等の情報公開)

第十条 補助金等の交付を受ける補助事業者等で、一の年度における一の補助事業等に対する補助金等の交付の決定の額の合計が七千万円以上となったものは、当該七千万円以上となった日から当該補助事業等の完了の日後二年を経過する日までの間、当該補助金等及び当該補助事業等に係る情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

平成十五年三月三十一日
三重県規則第四十二号

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三重県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(基準)

第三条 条例第七条第一項のあらかじめ定める基準は、次のとおりとする。

- 一 補助金等の交付の根拠が法令等に明確に位置付けられていること。
- 二 補助金等の交付に公益性があること。
- 三 補助金等の交付に必要性があること。
- 四 補助金等の交付目的に応じた効果があること。
- 五 補助金等の交付基準及び交付金額が適正であること。
- 六 前各号に定めるもののほか、補助金等の特性等に応じその適正な執行を確保する上で必要なものとして知事が別に定める基準に適合していること。

2 前項に定める基準の詳細は、知事が別に定める。

(分野、目的等の区分)

第四条 条例第八条第二項の補助金等の交付に係る分野、目的等の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 一 歳出決算の性質に従って、これを消費的経費及び投資的経費に区分すること。
- 二 歳出決算の財源内訳に従って、これを国庫支出金、国庫支出金以外の特定財源及び一般財源に区分すること。
- 三 歳出決算の目的に従って、これを款に区分すること。
- 四 前三号に定めるもののほか、補助金等の特性等に応じその実績等が容易に把握できるものとして知事が別に定めるところにより区分すること。

(公表の方法)

第五条 条例第四条第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定による公表は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- 一 三重県情報公開・個人情報総合窓口その他知事が指定する場所に備えて一般の閲覧に供する方法
- 二 インターネットの利用その他の知事が適当であると認める方法

(補則)

第六条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。